



自転車の一定の交通違反に

いわゆる「青切符」が導入

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象
車両

対象となる行為 **113 種類**

自転車



反則金額は**原付バイク**と同等
(最高額 12,000 円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



自転車は車両の仲間です